

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 11 | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本庄市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県本庄市長

公表日

令和1年6月26日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務 |
| ②事務の概要 | ○事務全体の概要 国民年金法等に基づく届出の受理・報告、裁定請求の受理及び障害基礎年金裁定請求等の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定受託事務を行う。 ○特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務 |
| ③システムの名称 | 国民年金システム・統合宛名システム・中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民年金ファイル、統合宛名ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民生活部市民課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 総務部行政管理課 電話 0495-25-1161 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 市民生活部市民課 電話 0495-25-1114 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和1年5月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生あり] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|------------------------------|--|
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|-----------|
| 平成28年8月31日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用. 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の3 1項 | 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の3 1の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条の2 | 事後 | |
| 平成28年8月31日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長 | 市民課長 金井 弘次 | 市民課長 五十嵐 清美 | 事後 | |
| 平成28年8月31日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先 | 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 市民生活部市民課 電話 0495-25-1113 | 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 市民生活部市民課 電話 0495-25-1114 | 事後 | |
| 平成28年8月31日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年3月31日時点 | 平成28年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成28年8月31日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年3月31日時点 | 平成28年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年9月29日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成28年6月1日時点 | 平成29年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年9月29日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成28年6月1日時点 | 平成29年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年9月10日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名 | 市民課長 五十嵐清美 | 課長 | 事後 | |
| 平成30年9月10日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年6月1日時点 | 平成30年7月1日時点 | 事後 | |

